

届出・証明

住所変更等の届出は

問 市民課 ☎ **841-1309** FAX **841-3039**

転入・転出など引越しをしたときは下表の届出が必要です。市民課、各支所までお越しください(市民課は第4日曜日にも受け付けています)。届出ができる人は本人または世帯主、同一世帯の人です。それ以外の方は委任状が必要です。

種類	届出の期間	届出に必要な物
転入届	転入した日から14日以内	1. 転出証明書(前住所地の市町村にて発行)もしくは、前住所地で転出届を済ませたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ※海外からの転入の場合は、戸籍謄本・戸籍附票(本籍地が枚方市以外の人のみ)、帰国者のパスポート 2. 運転免許証・パスポート・保険証など届出人を確認することができる公的な証明書 3. 外国人は、特別永住者証明書または在留カード、世帯主との続柄を証明する書類 4. 介護保険受給資格証明書(受給者のみ) 5. 個人番号通知カード 6. マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
転出届	転出する前にあらかじめ	1. 枚方市発行の各種保険証・医療証など(お持ちの人のみ) 2. 運転免許証・パスポート・保険証など届出人を確認することができる公的な証明書
転居届	転居した日から14日以内	3. 外国人は、特別永住者証明書または在留カード、世帯主との続柄を証明する書類(転居届・世帯変更届のみ) 4. 個人番号通知カード
世帯変更届	変更のあった日から14日以内	5. マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

各種保険・年金・手当など、他の担当課の手続きで上記以外のものが必要になる場合があります。平成24年7月9日から外国人も住民基本台帳法の適用となり、上記の届出が必要です。

※特別永住者の新規登録や更新申請、再交付等「特別永住者証明書」の届出は市民課窓口のみで受付していません。

外国人住民の人は

問 市民課 ☎ **841-1309** FAX **841-3039**

- 海外から転入の場合は、住所を定めた後、在留カードおよびパスポートをお持ちの上、転入日から14日以内に市民課、各支所で転入届を行ってください。ただし、3カ月を超えない短期滞在の人は住民登録できません。
- 枚方市内で転居の場合は、転居した日から14日以内に市民課、各支所で特別永住者証明書または在留カードをお持ちの上、届け出てください。枚方市外からの転入の場合は、前市の転出証明書が必要です。
- 住民票の写しは市民課、各支所、枚方市駅市民サービスセンターで交付しています。請求できるのは本人または本人と同一世帯の人で代理人の場合は委任状が必要です。
- 平成24年7月8日以前の外国人登録原票の請求は出入国在留管理庁(☎03-5363-3005)へ。

パートナーシップ宣誓制度

問 人権政策室 ☎ **841-1424** FAX **841-1700**

一方または双方が性的マイノリティであるカップルを対象に、お二人がパートナー関係であると宣誓されたことを公に証明し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。(要予約)

▶ 男女共同参画推進事業

問 人権政策室 ☎ **841-1424** FAX **841-1700**

枚方市男女共同参画推進条例に基づき、性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会を目指して、男女共同参画啓発事業及びDV防止啓発事業を実施しています。

▶ 男女共生フロア・ウィル

問 男女共生フロア・ウィル ☎ **843-5636** FAX **843-5637**

男女共生フロア・ウィル(ひらかたサンプラザ3号館4階)は枚方市の男女共同参画の拠点施設です。男女共同参画に関する啓発事業、図書貸出しや各種相談、情報提供を行っています。

戸籍の届出は

問 市民課 ☎ **841-1308** FAX **841-3039**

子どもが生まれたとき、結婚したときなどは戸籍の届出が必要です。
 戸籍の届出は、市民課または各支所で受け付けています。なお、休日・夜間など市役所の業務時間以外は、市役所本館1階の「夜間休日受付」で受け付けています。

種類	届出の場所	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
出生届	本籍地、所在地または出生(死亡)のあったところ	生まれた日から14日以内	父または母	1. 届出人の認印 2. 母子健康手帳 3. 国民健康保険の被保険者証(加入者のみ)
死亡届		死亡を知った日から7日以内	1. 親族 2. その他の同居者 3. 家主、地主または家屋もしくは土地の管理人 4. 後見人、保佐人、補助人及び任意後見人(資格証明が必要)	届出人の認印
婚姻届	本籍地または所在地	-	夫および妻	1. 届出人の認印(婚姻届は旧姓のもの、別々のもの) 2. 戸籍謄本(全部事項証明書) 3. 証人2名の署名押印 4. 婚姻時未成年の場合は父母の同意
離婚届				1. 届出人の認印(縁組前旧姓のもの、別々のもの) 2. 戸籍謄本(全部事項証明書) 3. 養子が未成年の場合は家庭裁判所の審判書の謄本(自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要) 4. 証人2名の署名押印 5. 夫婦の一方がする場合、配偶者の同意
養子縁組届			1. 養親 2. 養子(15歳未満は法定代理人)	1. 届出人の認印(別々のもの) 2. 戸籍謄本(全部事項証明書)
転籍届	本籍地または所在地	-	筆頭者および配偶者	1. 届出人の認印(別々のもの) 2. 戸籍謄本(全部事項証明書)

また、上記以外にも養子離縁届、氏名変更届、認知届、入籍届などがあります。
 認知・婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁の届出の際には、本人確認が必要です。マイナンバーカードや運転免許証等の提示をお願いしています。
 なお、本人確認ができなかった場合は、届出があったことを後日郵送で通知しています。
 届出により、証人が必要な場合がありますので、事前に用紙を取得してください。
 届出に必要なものは、事例により異なる場合があります。
 届書および必要なものが全て整っていれば、窓口を持参するのは使者でも可能です。
 パートナースHIP宣誓制度については[44ページ](#)に記載しています。

戸籍の証明書の発行は

問 市民課 ☎ **841-1306** FAX **841-3039** ※受理証明は☎ **841-1308**

戸籍の証明書などの発行は、下記の窓口で取り扱っています。請求時に申請者の本人確認を行いますので、窓口で運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等写真付の公的証明書1点、もしくは、保険証・年金手帳(基礎年金番号通知書)等公的証明書2点の提示をお願いします。また、郵便でも取り寄せることができます。郵送方法については、証明発行コーナーへお問い合わせを。または[枚方市ホームページ](#)をご覧ください。

種類	手数料	申請窓口	必要なもの	申請時の注意事項
戸籍全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)	1通450円	市民課・各支所・枚方市駅市民室サービスセンター(107ページ参照)。ただし、受理証明は枚方市に届出をした場合のみ。また戸籍関係の証明書は本籍地が枚方市にある人に限ります。	本人確認書類(運転免許証等) ※認印は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が請求する場合は、かならず使用目的または提出先を明記してください。 身分証明書の請求については本人が原則です。代理人による請求には委任状が必要です。
除籍・原戸籍謄(抄)本	1通750円			
諸証明(身分証明書)	1通300円			
戸籍附票の写し	1通300円			
受理証明	1通350円			

印鑑登録は

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

印鑑は、不動産の登記・金銭の貸借など、日常生活の様々なところで使われています。印鑑を実印として使うためには、本人自身のものとして公に立証するため登録する必要があります。市民課または各支所で手続きをしてください。

印鑑登録の できる人	次の要件にすべて該当する人 1. 枚方市に住居登録をしている人 2. 年齢が15歳以上の人 3. 意思能力がある人
登録できない 印鑑	ゴム印等印面が変形しやすいもの、直径8ミリ未満または25ミリを超えるもの、屋号や職業・住所の入ったもの、欠けたりすり減って印影の出ないもの、ほかの人が登録を受けているものなど
登録に 必要な物	<p><本人が申請する場合> 運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの公的な証明書と登録する印鑑があれば即日で登録完了できます。それ以外の場合は、申請をお受けした日に「照会書」を郵送しますので、後日、本人確認書類をお持ちの上、再来庁いただきます。</p> <p><代理人が申請する場合> 委任状と登録する印鑑、代理人の認印。申請受付後から1か月以内に、届いた照会書と登録する本人及び代理人両方の本人確認書類を持参</p>

印鑑登録証明書が必要なときは

問 市民課 ☎ 841-1306 FAX 841-3039

印鑑登録証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証(カード)または印鑑登録手帳を持参してください。登録印では印鑑登録証明書は交付できません。

印鑑(実印)や印鑑登録証(カード)を紛失したとき…ただちに印鑑登録廃止届を届け出てください。本人が届出をできないときは、登録の手続きと同様、代理人が本人の委任の旨を証する書面(委任状)を添えて行ってください。

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付について

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

- マイナンバーカードは、住所・氏名・性別・生年月日の基本4情報、マイナンバーなどが記載され、本人の顔写真が表示されます。
 - マイナンバーカードは、本人を確認するための身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得できたり、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請が行えます。
 - 本人から地方公共団体情報システム機構へ申請されたマイナンバーカードは、同機構で作成されます。枚方市に届いたら、交付通知書を郵送しますので、交付通知書と必要書類を持参し、本人が窓口へお越しください。または、窓口で必要書類や顔写真を確認したうえで、後日に本人限定受取郵便でマイナンバーカードを交付する方法もあります。必要書類等の詳細は、市民課までお問い合わせください。
- ※マイナンバーカードの申請や交付の方式は、今後変更となる場合があります。

住民票やマイナンバーカード等の旧氏(旧姓)の併記について

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

婚姻等で氏に変更があった場合でも申し出により従来称してきた旧氏を住民票に記載したうえで、マイナンバーカード・印鑑登録証明書等に併記し公証できます。また、旧氏による印鑑登録を行うことができます。手続きは市民課または各支所へ。

※「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。

住居表示・届出は

問 市民課 ☎ 841-1307 FAX 841-3820

市内で、建物を新・改築された場合は、建物の配置図・平面図・公図等を持って市民課または各支所で住居新築の届出をしてください。届出に基づいて建物の確認を行い、今後住所として使用する住居番号を付番します。

自動車の臨時運行番号の申請について

問 市民課 ☎ 841-1309 FAX 841-3039

自動車の臨時運行許可の申請を市民課で受け付けます。番号の許可期間は最大5日間で、申請には自動車検査証(抹消登録証明書など)、自動車損害賠償責任保険証明書、本人確認書類(すべて原本)が必要です。

各種証明の交付申請について

問 市民課証明発行コーナー

☎ 841-1306 FAX 841-3039

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書等および市税に関する各種証明の発行業務を市役所本館1階市民課①番窓口で行っています。また、枚方市駅市民室サービスセンターでは土・日曜、祝日・休日にも各種証明(市税に関する証明を除く)の発行業務を行っています。詳細は107ページへ。

郵送でも交付します。詳細は同コーナーへお問い合わせを。または、[枚方市ホームページ](#)をご覧ください。

本人確認にご協力を

市民課・各支所・枚方市駅市民室サービスセンターでは、届出や証明書の請求をされる時に、本人確認を行っています。

顔写真付きの公的な証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード)等をご提示ください。

第三者による不正請求やなりすましによる届出を防ぐためにご協力ください。

本人通知制度への登録は

問 地域サービス課

☎ 841-1356 FAX 841-3039

本人通知制度は、市町村が住民票の写し等の証明書類を本人以外の第三者等に交付した場合に、本人(登録が必要)に交付した事実をお知らせする制度です。この制度は、住民票などの不正請求や不正取得の防止・抑止を目的としています。

登録に必要な書類	(1)枚方市本人通知制度登録申請書(地域サービス課・市民課、各支所にあり。 枚方市ホームページ からダウンロードも可能。) (2)申請者が本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等) (3)現在枚方市に住民票も戸籍もない人で、次のいずれかに該当する場合は、現在の住所が確認できる公的な書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写し等) ・過去5年以内に枚方市に住民票があった人 ・過去に枚方市に戸籍があった人
登録申請ができる場所	市役所地域サービス課・市民課または各支所
代理人による登録等の申請	法定代理人による場合と、登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合に限り可能です。代理人が申請する際は、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍の証明書、登記事項証明書等)が必要となります。

ご不明な点がありましたら、地域サービス課までお問い合わせください。

パスポート(旅券)の申請は

問 枚方市パスポートセンター

☎ 807-8777 FAX 807-8778

岡東町12-1(ひらかたサンプラザ1号館2階)

日本国籍を有し、枚方市に住民登録をしている人または市内に居住している人が申請できます。

◆申請受付(代理申請可)

平日 午前9時～
午後4時30分

◆旅券交付(必ず本人がお越し下さい)

平日 午前9時～午後7時
日曜 午前9時～午後5時
※土曜・祝日・休日・年末年始は休み

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書(同センター、市役所・支所にあり)
2. 戸籍謄本(現在有効な旅券の切替申請で、氏名や本籍地に変更のない場合は省略可)
3. 住民票(枚方市の住民基本台帳システムで確認可能な人は不要)
4. 写真(縦45mm×横35mm、詳しくは申請案内を参照)
5. 運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるもの
6. 前回取得したパスポート
※2～4はいずれも6か月以内に発行されたもの
※詳細は、枚方市パスポートセンターへお問い合わせください。

申請から交付までの所要日数

申請日より10日目以降に交付

※所要日数には、土・日曜、祝日、休日、年末年始は含みません(目安として14日間程度)。

※提出書類に不備がある場合は、通常より日数がかかります。

手数料

受領時には、申請時に渡されるパスポート引換書と手数料が必要です。

収入印紙は府旅券事務手数料を含めた金額で同センター内の自動販売機で購入できます。

種類	収入印紙	大阪府旅券事務手数料	合計
10年用(※①)	14,000円	2,000円	16,000円
5年用(※②)	9,000円	2,000円	11,000円
5年用(※③)	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一	4,000円	2,000円	6,000円

※①18歳以上のみ ②申請時12歳以上

③申請時12歳未満

パスポートは申請から受け取らずに6か月を過ぎると失効します。失効してから5年以内に新たに申請する場合、手数料が高くなります。